

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼をえるため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉田融正	1,199,400	32.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	192,500	5.16
株式会社ミロク情報サービス	142,500	3.82
株式会社愛媛銀行	135,000	3.62
SCBSG S/A ABS DIRECT EQ FD LLC JP SERIES1-JP133983200023	107,500	2.88
株式会社SBI証券	106,300	2.85
荒川恵介	90,600	2.43
楽天証券株式会社	70,800	1.89
ブリッジグループ従業員持株会	63,900	1.71
塩澤正枝	47,200	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

上記の大株主の状況は、2022年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 グロース

決算期 12月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡村典	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田隆志			和田隆志氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、社外監査役に選任致しました。 また、当社との間に特別な関係はなく、また東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
高橋知洋		高橋知洋氏は、当社顧問弁護士事務所である「AZX法律事務所」に所属しております。	高橋知洋氏は、弁護士として豊富な知識及び経験を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、社外監査役に選任致しました。 なお、同氏が在籍する「AZX総合法律事務所」は当社顧問弁護士事務所ですが、当社が同事務所に支払っている顧問料は、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。同氏は同事務所において当社の担当として関与したことはなく、同事務所においては情報の遮断が行われておりますので、今後も同氏が当社案件に関与することはありません。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役については、すべて独立役員としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する貢献意欲の向上のため、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する貢献意欲の向上のため、社内取締役、社内監査役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬限度額について

2006年11月17日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は0名)です。

2. 取締役の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針について

株主総会で承認された限度額の範囲内で役位や職責に応じた額を支給する旨を定款で定めており、取締役会が、その決定権限を有しております。

取締役会は、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬とその支給割合について、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ、役員報酬を決定することを代表取締役社長に一任しています。

3. 取締役の業績連動報酬について

取締役の業績にかかる業績連動指標は、対象年度の企業活動の最終的な成果を表すものとして重要であり、業績連動報酬の原資算出の際の指標として最適であることを理由として、対象連結会計年度の当期純利益の金額を選択しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っていませんが、経営企画本部が取締役会開催の連絡、議案の事前説明等、必要に応じて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監視しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。事務局を経営企画本部が担当し、会議の運営や議事録作成を行っております。

(2)経営会議

当社の経営会議は、代表取締役を議長とし、会社の重要な運営方針、業務方針ならびに重要な業務執行に関する事項を協議し、代表取締役社長の業務執行を補佐するために設けた機関であり、代表取締役社長 吉田融正、取締役 塩澤正枝、取締役八木敏英、執行役員 柿沼務及び常勤監査役 荒川恵介をもって構成しており、週1回の定例経営会議の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時の経営会議を都度開催しております。

(3)監査役会・監査役

当社は、監査役会を採用しており、常勤監査役1名および非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、毎月1回監査役会を開催し、監査に関する重要事項について情報交換、協議並びに決議を実施しております。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(4)内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長から任命された内部監査担当者が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を行っております。内部監査担当者は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規則やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に業務が行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されるとともに、各被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

(5)会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。定期的な監査の他、会計上の課題について、随時協議を行う等により適正な会計処理が行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任することにより、業務執行の適正性を強化しております。また、社外監査役を2名選任しており、監査役会を設置することにより、監査体制を強化し経営監視体制を構築しております。当社が、本体制を採用している理由としては、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を得るため、企業経営に関する豊富な経験や知識に基づき、外部から客観的かつ中立性を確保した経営監視機能を備えた体制であると認識しているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、集中日を回避した設定を行うよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使については、今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供については、今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、定期的に動画配信等を使い説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、定期的に説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。	

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画本部をIR担当部署とし、IR活動に当たっては、常に誠意をもった対応を心掛け、当社の事業戦略や財務状況等、投資家の皆様が当社を理解して頂くうえで必要又は有用と判断される情報については、適時正確に開示するよう努めてまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規範」を定め、お客様・当社の役員・従業員・取引先・株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場を尊重するために必要な行動指針を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示への積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けておりません。投資家の皆様やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握するために、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保していく方針であります。また、情報開示に当たり、金融商品取引法、その他の法令及び「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守していきます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するため「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。当方針で定めた内容を具現化するために「職務権限規程」等、統制に関連する規定を定期的に見直すとともに、内部監査担当や監査役を中心として、内部統制システムの確立を図っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス規程」を制定し、全社に周知・徹底する。コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

コンプライアンスに関する教育・検収を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する

取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

5) 当社における業務の適正を確保するための体制

内部監査人は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連結を図る。

監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力と関わりはないと認識しております。

当社ではコンプライアンス体制の強化を図るべく、基本方針として「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」と定めております。

当社における具体的な取り組み内容は、各規程を整備し、反社会的勢力との取引の未然防止を図っております。

反社会的勢力から接触があった場合は、当社においては経営企画本部がその対応に当たることとなり、必要とあれば、早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる体制となっております。

その他

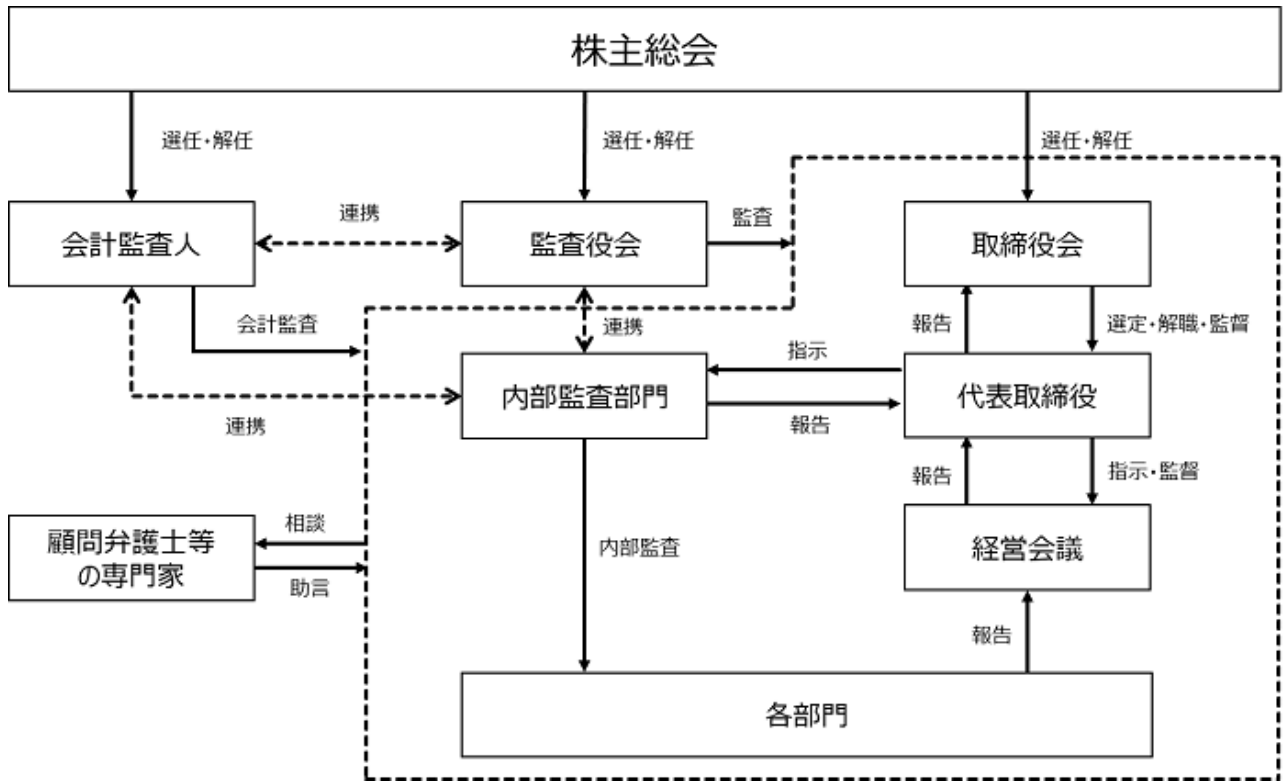
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要(模式図)】

